

北播磨総合医療センター企業団病院事業の費用等徴収条例

〔平成25年9月26日〕
〔条例第13号〕

改正 平成26年2月18日 条例第2号
平成27年9月3日 条例第5号
平成30年10月1日 条例第5号
令和4年10月1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、北播磨総合医療センターの費用等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用等の額)

第2条 費用等の額は、次のとおりとする。

- (1) 診療に要する費用は、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定に基づく診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬告示」という。）により算定した額とする。ただし、別表第1に掲げるものについては、同表に定める額とする。
- (2) 入院料は、前号により算定した額に、別表第2に掲げる病室の使用料を加算した額とする。
- (3) 文書等の作成に係る手数料は、別表第3に掲げる額とする。
- (4) 施設の使用料は、電気料金、水道料金その他必要な経費の実費相当額を基準として企業長が定める額とする。
- (5) 前各号に定めるもの以外の費用等は、実費相当額を基準として企業長が定める額とする。
- (6) 前各号に定めた額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(徴収対象者)

第3条 費用等は、北播磨総合医療センターにおいて、診療を受け、若しくは文書等の発行を依頼し、又は施設を使用する者から徴収する。

(納付)

第4条 費用等は、企業長が定める期日までに一括して納付しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、納期を延期し、又

は分割して納付することができる。

(減免)

第5条 企業長は、特別の事情があると認める者に対しては、費用等を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日企業団条例第2号)

この条例は、公布の日(平成26年2月18日)から施行する。

附 則 (平成27年9月3日企業団条例第5号)

この条例は、公布の日(平成27年9月3日)から施行し、平成27年9月1日から適用する。

附 則 (平成30年10月1日企業団条例第5号)

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月1日企業団条例第3号)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

診療に要する費用

- 1 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第1項の規定により療養の給付を受ける者（以下「労災保険被給付者」という。）兵庫労働基準局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
- 2 入院時食事療養費 入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「食事療養費告示」という。）により算定した額
- 3 労災保険被給付者以外の者で健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない者の療養に要する費用の額
 - (1) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第26条の規定により療養の給付を受ける者 地方公務員災害補償基金兵庫県支部長と契約した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
 - (2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成22年北播磨総合医療センター企業団条例第6号）第6条の規定により療養の給付を受ける者 企業長が指定した療養に要する費用の額の算定方法により算定した額
 - (3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける交通事故により療養の給付を受ける者及び前2号によることができない医療行為等の費用 診療報酬告示に掲げる点数の1点当たり単価を20円として算定した額に、食事療養費告示により算定した額に2を乗じて得た額を加算した額
- 4 健康診断等に要する費用の額は、前3項の規定によるもののほか、次に掲げる額とする。
 - (1) 妊産婦検査料 保険点数の1点15円で算定した額（別に定めるものを除く。）
 - (2) 経口避妊薬・月経周期調節 保険点数の1点15円で算定した額
 - (3) 卵管結紮術
 - ア 入院料、投薬、注射、処置、手術、画像診断及び検査料 保険点数の1点15円で算定した額
 - イ 食事費 入院時食事療養費に1.5を乗じて得た額
 - (4) 身体検査・健康診断料等（薬価基準未収載医薬品の使用又は服用に伴う検査を含む。） 保険点数の1点16円50銭で算定した額
 - (5) 分娩料

- ア 入院料、新生児保育料、分娩に伴う投薬、注射、処置、手術、画像診断及び検査料 保険点数の1点15円で算定した額
- イ 食事費 入院時食事療養費に1.5を乗じて得た額
- 5 選定療養費は、次に定める額を診察に係る料金に加算する。
- (1) 初診選定療養費
- 他の病院又は診療所からの紹介なしに受診した患者（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）については、選定療養として、受けた初診1回につき7,700円（歯科医師である保険医による初診の場合は5,500円）
- (2) 再診選定療養費
- 他の病院（許可病床の数が400床未満のものに限る。）又は診療所に対し文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、北播磨総合医療センターを受診した患者（緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。）については、選定療養として、受けた再診1回につき3,850円（歯科医師である保険医による再診の場合は2,090円）
- 6 療養上特に費用を要し、前各項の規定による費用の額ではその費用弁償が困難なもの又は特別の設備を要するものについては、当該診療又は設備に特に要した費用の額とする。

別表第2（第2条関係）

病室の使用料

区 分	三木市又は小野市に住所を有する者が使用する場合	三木市又は小野市以外に住所を有する者が使用する場合
1 一般病棟特別個室	13,200円	16,500円
2 一般病棟普通個室	7,700円	9,620円
3 緩和ケア病棟特別個室	7,700円	

備考

- 1 病室使用料は、1日当たりの料金とする。
- 2 病室使用料は、特別の事情があると認められる場合は、減免することができる。

別表第3（第2条関係）

文書等の作成に係る手数料

- 1 普通診断書及び証明書 1通につき 2,200円以内
- 2 死亡診断書 1通につき 3,300円以内
- 3 その他の文書 1通につき 5,500円以内